季節性インフルエンザ予防接種一部助成について（お知らせ）

季節性インフルエンザ予防接種は内容を十分理解いただいた上で、ご本人あるいは、**保護者様の希望の有無によって行われる任意接種**です。予防接種法に基づく定期接種とは異なります。予防接種の効果、重篤な副反応、健康被害救済制度、その他予防接種に関する注意事項などについて、よく理解した上で接種してください。

助成対象者	1 歳以上 13 歳未満
助成券有効期限	令和 5 年 12 月 31 日
接種スケジュール	1 回目の接種から、2～4 週間以内（**4 週間ごろを目安**）に 2 回目接種を受けましょう。※詳しくはかかりつけ医とご相談ください。
自己負担額	接種費用から**助成額 3,000 円/回**（助成券が必要）を差し引いた金額
持ち物	助成券・予診票・母子健康手帳
接種方法	医療機関に予約して接種（実施医療機関は別紙参照）
注意点	※予防接種を受ける当日は、お子さまの健康状態をよく知っている保護者が同伴してください。 ※新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンとの同時接種は可能ですが、病院により対応が異なるため、予約時にご確認ください。

※予防のためには流行前の接種が基本です。予防接種をご希望のお子さまは、免疫をつけるための期間を考慮して、12 月 31 日までに接種を完了させましょう。

1．インフルエンザ予防接種と効果

①重症化防止効果：接種後感染したとしても、発病した際に軽症ですむ効果があります。

②感染防止効果：ワクチンを 3 週間の間隔で 2 回接種した場合、免疫をもっている人の割合は接種後 1 か月後で 77%、接種後 3 か月では 78.8%ですが、5 か月後では 50.8%と減少します。効果の持続は流行ウイルスとワクチンに含まれているウイルス抗原型が一致したときにおいて、3 か月続くことが明らかになっています。

→予防接種をしても、インフルエンザにかかることはあります

2．インフルエンザ予防接種の副反応

①通常起こりうる副反応

通常数日以内に自然に治るので心配ありませんが、気分が悪くなったり腫れが目立つときは医師に相談しましょう。

・注射部位の紅斑、腫脹、硬結、疼痛、そう痒感、熱感等　　（国内臨床試験結果より）

②重大な副反応…非常にまれですが、起こる可能性があります。

・アナフィラキシー様症状…じんましんや呼吸困難、血管浮腫などがあらわれることがあります。

・急性散在性脳脊髄炎（ADEM）…発熱、頭痛、けいれん、運動障害、意識障害等があらわれることがあります。

・ギラン・バレー症候群…筋肉を動かす運動神経の障害によって、手足に力が入らなくなる病気です。

・血小板減少性紫斑病…紫斑、鼻出血、口腔粘膜出血等の症状があらわれることがあります。

・けいれん　・肝機能障害、黄疸　・喘息発作　・血管炎　・間質性肺炎　・脳炎・脳症、脊髄炎

・皮膚粘膜眼症候群　・ネフローゼ症候群等

※たまたま予防接種を受けた時期と同じ時期に発症した他の感染症などが原因の症状（紛れ込み反応）が見られる場合もあります。接種後の体調を観察しましょう。

予防の基本は、うがい手洗いの実施、マスクの着用など基本的な感染予防に努めることです。お子さんだけでなく、ご家族及び周囲の方も健康に気をつけ、感染しないようにしましょう。

《ワクチン接種の前の注意事項》

予防接種は体調のよい時に受けるのが原則です。日頃から保護者の方はお子さまの体質、体調など健康状態によく気を配ってください。そして、気にかかることがあれば、あらかじめかかりつけ医等にご相談ください。

安全に予防接種を受けられるよう、保護者の方は以下のことに注意の上、予防接種を受けるかどうか判断してください。

① 当日は、朝からお子さまの状態をよく観察し、ふだんと変わりがないことを確認するようにしましょう。予防接種を受ける予定であっても、体調が悪い場合は、かかりつけ医に相談の上、接種をするかどうか判断するようにしましょう。

② 予防接種について町からの通知などをよく読んで、必要性や副反応についてよく理解しましょう。わからないことは、接種前に接種医に質問しましょう。

③ 母子健康手帳は必ず持っていきましょう。

④ 予診票は、接種する医師への大切な情報です。責任をもって記入するようにしましょう。予防接種を受けるお子さんの日頃の健康状態をよく知っている保護者の方が連れていきましょう。

※なお、予防接種の効果や副反応などについて理解し、接種に同意したときに限り、接種が行われます。

《予防接種を受けることができない場合》

① 明らかに発熱（通常 37.5℃以上をいいます）をしている場合

② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合

③ その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことが明らかな場合

④ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

《接種を受けるのに際し、医師とよく相談しなければならない人》

（接種をしても十分な免疫が得られない可能性があります。）

① 基礎疾患（心血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害など）を有する人

② 予防接種後 2 日以内に発熱がみられた人及び、発疹、じんましんなどアレルギーと思われる異常がみられた人

③ 過去にけいれんを起こしたことのある人

④ 免疫不全の診断歴がある人及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる人

⑤ インフルエンザ予防接種の成分又は鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のものに対して、アレルギーがあるといわれたことがある人

《健康被害救済制度について》

インフルエンザ予防接種は予防接種法の定期接種によらない任意接種です。任意接種によって健康被害（医薬品を適正に使用したにも関わらず発生した副作用により入院が必要な程度の疾病や障害など）が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による被害救済の対象となります。

健康被害の内容、程度等に応じて、薬品・食品衛生審議会（副作用被害判定部会）での審議を経た後、医療費、医療手当、障害年金、遺族年金、遺族一時金などが支給されます。

医薬品副作用被害救済制度についての詳しい情報は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法のホームページでご覧いただけます。（http://www.pmda.go.jp）

なお、給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、智頭町保健センターまでご相談ください。

問い合わせ先：智頭町保健センター　福祉課　　TEL：0858-75-4101